

難病対策業務の権限移譲について ① 権限移譲概要

現在、北海道が実施主体として医療費助成等の業務を行っているが、平成30年度より、札幌市に権限が移譲される。

＜移譲対象となる患者数(平成28年度末時点)＞

北海道

札幌市

北海道全体: 55,662人

札幌市の対象者:
21,564人

北海道全体の約39%

札幌市の対象者:
21,564人

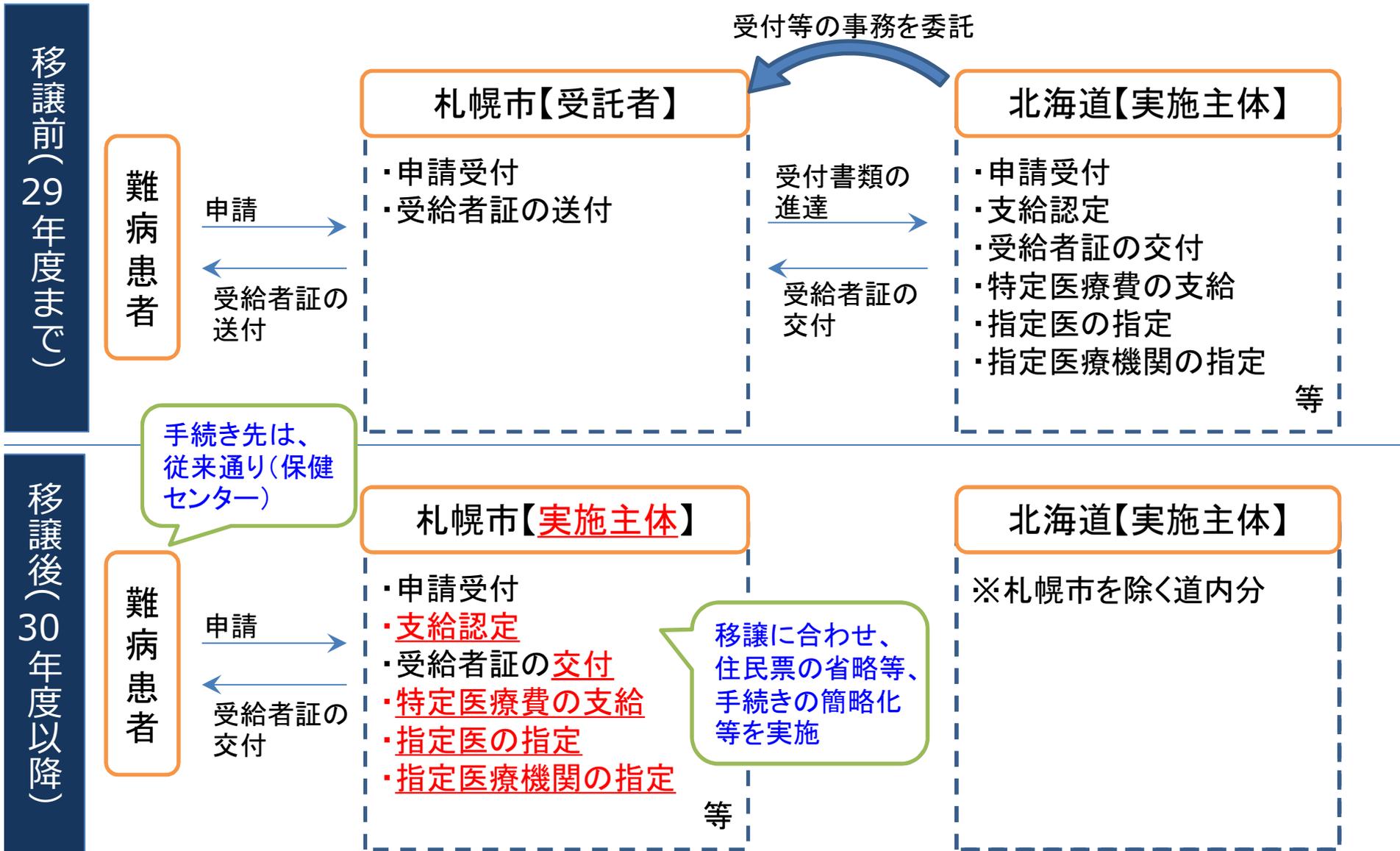
難病対策業務の権限移譲について ② 権限移譲事務

移譲される主な事務	業務概要
支給認定	医療費助成の申請に対し、支給認定を行い、受給者証を交付
特定医療費の支給	医療機関からの請求に対する特定医療費の支払い
相談支援	難病患者やその家族等の相談支援を実施する「難病相談支援センター」の設置
指定業務	医師や医療機関を指定する他、指定医研修を実施 ※ 北海道より札幌市分を引継
指定難病審査会	臨床調査個人票の審査を行う指定難病審査会の設置

※ 「難病医療ネットワーク事業」は、引き続き北海道において実施

※ 権限移譲に合わせ、平成30年度中に、札幌市に「難病対策地域協議会」を設置

難病対策業務の権限移譲について ③ 移譲イメージ



難病対策業務の権限移譲について ④全体イメージ

